

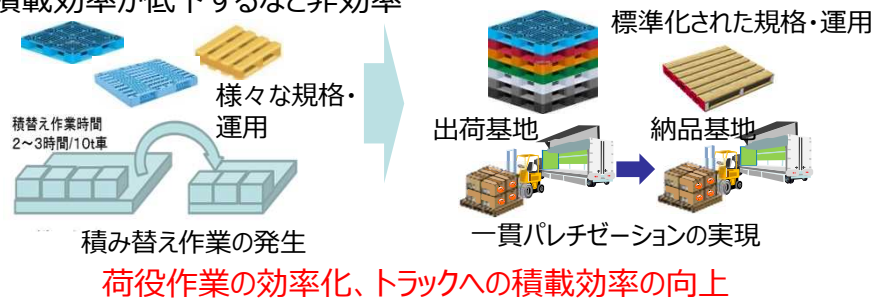
加工食品、菓子、紙加工品のフォローアップ進捗状況

物流標準化の取組①

● 物流の効率化に向けた荷主・物流事業者等の関係者の連携・協働を円滑化するための環境整備として、共同化・自動化等の前提となるハード・ソフトの標準化が必要。

パレットの標準化

- 様々な規格・運用が存在していることにより、積替え作業の発生や積載効率が低下するなど非効率



伝票の標準化

- 荷主等の事業者ごとに伝票がバラバラであり、記載項目も異なるため、荷積み、荷卸し時に非効率



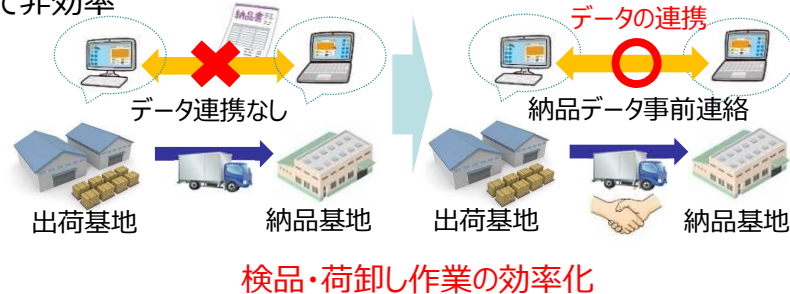
外装の標準化

- 様々な商品サイズ・形状により、パレット等への積載効率が低下するなど非効率



データの標準化

- 物流事業者と着荷主の間などで商品データが標準化された仕様で共有されていないことから納品時の賞味期限確認等の検品において非効率



業種分野横断的な物流標準化の取組

・官民物流標準化懇談会

議題：ハード・ソフト含むすべての物流各項目（パレット・外装サイズ、外装表示、伝票、データ・物流用語等）の業種分野横断的な標準化

パレット

- パレット標準化推進分科会 中間とりまとめ(令和4年6月27日公表)
- ・パレット標準化推進分科会

コンテナ等

- ・モーダルシフト推進・標準化分科会

⋮



日本物流団体連合会・
物流標準化調査小委員会

【ソフトの標準化】SIPスマート物流サービス

- 物流情報標準ガイドライン -ver.2.01- (令和5年2月2日公表)

業種分野ごとの物流標準化の取組

加工食品分野

- 加工食品分野における物流標準化アクションプラン (令和2年3月27日公表)
- ・加工食品分野における物流標準化研究会
- ・加工食品分野における物流標準化アクションプラン フォローアップ会

青果物分野

- 青果物流通標準化ガイドライン (令和5年3月28日公表)
- ・青果物流通標準化検討会

紙加工品分野

- 紙加工品（衛生用品分野）におけるアクションプラン (令和4年4月18日公表)
- ・紙加工品（衛生用品分野）物流研究会

菓子（スナック・米菓）分野

- 菓子物流（スナック・米菓系）におけるパレット標準化ガイドライン (令和4年5月20日公表)
- ・菓子パレット標準化促進協議会

花き分野

- 花き流通標準化ガイドライン (令和5年3月24日公表)
- ・花き流通標準化検討会

⋮



連携協力

加工食品分野における物流標準化アクションプラン

アクションプランの概要

【標準化に取り組むべき4項目】

- ①納品伝票： 伝票自体のサイズや複写枚数、記載内容が、各社ごとに異なっている現状。
A4版上下1枚伝票に賞味期限やQRコード等を記載することを標準化例とし、検品の負荷軽減を図る。
- ②外装表示： 外装表示は各社の商品ごとに設計、印字されており、表示内容や表示位置、文字フォント等が異なっている現状。
商品特定表示やバーコード等の表示内容、側面4面を表示面とした上での表示位置、識別性・視認性の高いフォントを標準化例とし、商品の仕分けや検品時の作業の効率の向上を図る。
- ③パレット・外装サイズ： パレットは、一部を除きT11型パレットとT12型パレットが主流となっているものの、外装サイズは商品ごとにサイズが異なっている現状。パレットへの積載、トラックへの積込み、物流倉庫への保管の効率性を考慮した外装サイズを標準化例とし、輸配送及び保管の効率の向上を図る。
- ④コード体系・物流用語： 同一住所の届け先も発荷主ごとに納品先コードが異なっていたり、商品の出発地を意味する用語が「発荷主」や「発拠点」等の複数用語が存在している現状。
物流情報標準ガイドラインに基づいたコード体系や物流用語等の標準化項目への準拠を図る。

フォローアップ

- ・標準化に取り組むべき4項目のそれぞれについて、加工食品分野における取組事例を構成員内外から発表
- ・構成員以外にも幅広い企業・業界団体にオブザーバー参加いただきながら、先進的な事例を他分野・業界に発信

【取組事例】

納品伝票： メーカー・卸間における物流情報標準ガイドラインに準拠した伝票電子化システム間連携の実証実験を北海道エリアで実施

外装表示・外装サイズ： 2021年4月策定の「加工食品分野における外装サイズガイドライン」に準拠した商品開発プロセスの整備に向けた社内プロジェクトの立ち上げ、トラック荷台に1段積みしかできなかった製品が2段積み可能になるよう一部製品の設計を見直し

その他： 即席めん業界における物流標準化ガイドラインの策定に向けて最終調整中

「加工食品分野における物流標準化アクションプラン フォローアップ会」構成員 ＜学識経験者＞

根本 敏則 敬愛大学 教授、高岡 美佳 立教大学 教授、
二村 真理子 東京女子大学 教授

＜メーカー＞

味の素株式会社、キッコーマン食品株式会社、キューピー株式会社、
日清食品ホールディングス株式会社

＜卸売業＞

株式会社日本アクセス、三菱食品株式会社

＜物流事業者＞

F-LINE株式会社、大塚倉庫株式会社、株式会社キューソー流通システム、
日本通運株式会社

＜行政＞

農林水産省（食品流通課、食品製造課）、経済産業省（物流企画室）、
国土交通省（物流政策課、物流経営戦略室、貨物課）

※五十音順
※下線は座長を示す

アクションプランの概要

【パレタイズの必要性と Design for Logistics (DFL) の重要性】

- ・パレタイズは単にトラックドライバーの長時間労働の改善のみならず、発荷主から着荷主まで一貫したパレチゼーションによって積替え作業が不要になるなど、サプライチェーン全体の生産性の向上を図ることができるメリットがある
- ・DFLとは物流の生産性向上を目的として製品の設計等を行うことを指し、パレットへの積み付け効率を考慮した製品・外装サイズの見直しを行い最適化することで、パレタイズによる積載率の低下を最大限抑制することが可能となる

【民間の取組み】

- ・衛生用品分野におけるパレットサイズは11型 (1,100mm×1,100mm) とする
- ・荷量の多い品目 (SKU) については、2023 年度までのパレタイズを目指し、その他の品目についても順次パレタイズを実施していく
- ・T11型を活用する上で積載効率の低下を最大限抑えるため、外装サイズの最適化 (DFL : Design For Logistics) を進める

【行政の支援】

- ・物流総合効率化法の枠組みに基づく支援・表彰制度の活用・周知PR

【推進体制】

- ・行政の旗振りの下、関係者によるフォローアップを行い、取組を推進する

工程表

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度～
T11型パレットによるパレタイズの導入		荷量の多い品目(SKU)の パレタイズの検討・導入	その他の品目(SKU)の パレタイズの検討・導入	
DFLの促進		DFLを踏まえた外装サイズの見直し		

フォローアップ

2023年2月に「第4回紙加工品(衛生用品分野)物流研究会」を開催し、アクションプラン策定後の約1年間の各社の進捗状況を共有。

【取組事例】

- ・パレット輸送に向けて実証実験を行っており、まずはパレット輸送をすると効率の良い商品を対象に検討中(メーカー)
- ・商品サイズの変更と段ボールへの商品の入れ方を変えることで、従来の約半分のサイズの段ボールに従来と同じ個数を梱包できるよう改良(メーカー)
- ・商品リニューアルの際にDFLを実施したところ、段ボールサイズが20%減少し、これによりパレットへの積み付け効率も改善(メーカー)

【紙加工品(衛生用品分野)物流研究会 構成員】

<学識経験者>

矢野 裕児 流通経済大学 教授

<メーカー>

花王株式会社、大王製紙株式会社、白十字株式会社、P&Gジャパン合同会社、ユニ・チャームプロダクツ株式会社、株式会社リブドゥコーポレーション、王子ネピア株式会社、一般社団法人日本衛生材料工業連合会

<卸売業>

株式会社あらた、株式会社PALTAC、全国化粧品日用品卸連合会

<パレットレンタル事業者>

日本パレットレンタル株式会社、ユーピーアール株式会社

<物流事業者>

ダイオーロジスティクス株式会社、トランコム株式会社、白十字物流株式会社、王子物流株式会社、公益社団法人全日本トラック協会

<行政機関>

厚生労働省(労働条件政策課・監督課)、経済産業省(物流企画室)、国土交通省(物流政策課・物流経営戦略室・貨物課)

※順不同、敬称略
※下線は座長

ガイドラインの概要

【基本的な考え方】

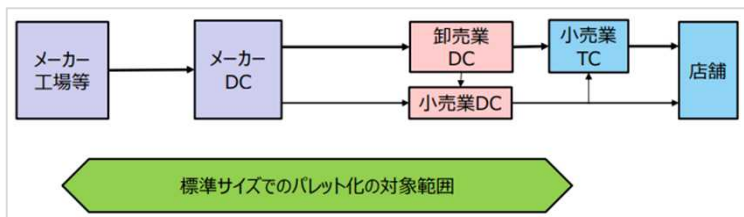
- 菓子(スナック・米菓系)では、軽量で多品目という商品特性のため、輸配送において手積み手卸しが行われていることが多く、“持続可能な菓子物流の実現”に向けて、物流の省力化・効率化方策の1つとして、業界全体でパレット利用を拡大していくことが重要である。

【パレット標準化のあり方】

- ・**パレットの平面サイズ** : 11型(1,100×1,100)を推奨サイズとし、12型(1,200×1,000)の取扱いは継続検討とする。
- ・**パレットの材質** : 菓子という商品特性上、品質管理が特に重要であることから、プラスチック製を推奨する。
- ・**パレット荷姿の高さ基準** : 1段1,300mm以下(パレット高さを含む)と設定する。
1,300mmは上限値であり、この範囲内で各社の事情に合わせた数値を設定して構わない

【対象範囲】

- 菓子物流におけるパレット化の対象は、メーカー工場等(生産拠点)→メーカーDC(物流拠点)→卸売業・小売業のDC(物流拠点：在庫型)およびTC(物流拠点・通過型)までであり、卸売業・小売業のDC/TCから店舗までは対象外と想定している。



菓子パレット標準化促進協議会 構成員

<メーカー>

江崎グリコ(株)、亀田製菓(株)、カルビー(株)、(株)栗山米菓、(株)湖池屋、日清シスコ(株)、(株)ブルボン、ほんち(株)

<卸売業>

コンフェックス(株)、(株)山星屋、三菱食品(株)

<物流事業者>

トランコム(株)、丸紅ロジスティクス(株)、(株)合通カシロジ、ダイセーロジ(株)、新潟輸送(株)

<パレットレンタル事業者>

三甲リース(株)、日本パレットレンタル(株)、ユーピーアール(株)

<オブザーバ>

国土交通省(物流政策課・貨物課)、農林水産省、経済産業省、日清食品ホールディングス(株)

フォローアップ

- 標準パレットの普及促進の土台となるテーマについて分科会を設置・検討
 - ① ASN/伝票レス
 - ② 検品レス
 - ③ パレット共同利用・回収